

高知市告示第 196 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県外に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3項第5号クにおいて同じ。）のうち、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に高知市が発注する建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について次のとおり定める。

令和5年11月29日

高知市長 岡崎 誠也

1 入札参加資格者

入札参加資格のある者は、第3項に掲げる資格審査を受け、高知市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

3 資格審査

- (1) 資格審査は、令和5年10月1日を審査基準日として実施する。
- (2) 資格審査は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。
- (3) 資格審査は、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類（第5項第1号において「工事種類」という。）ごとに行い、資格者名簿への登載を行うものとする。ただし、資格審査による格付は行わない。
- (4) 資格審査を申請しようとする者は、令和5年12月28日の午後10時までに、高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱（平成18年12月高知県告示第771号）に定めるところにより、申請を行わなければならない。
ただし、高知県入札参加資格共同電子申請システムに障害が発生した場合その他高知県知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請期間を別に定める場合がある。
- (5) 次のアからクのいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。
 - ア 資格審査を申請する工事種類について、審査基準日までに建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けていない者
 - イ 審査基準日前の直近の7月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受

けていない者

ウ 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税，都道府県税又は区市町村税を滞納している者。ただし，申請日までに完納した場合は，この限りでない。

エ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし，銀行当座取引を停止されている者

オ 破産者で復権を得ないもの

カ アからオに掲げる者のほか，経営状態が著しく不健全であると認められる者

キ 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者

ク 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

4 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査結果は，高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した者に通知するとともに，高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

また，資格者名簿は，高知市役所総務部契約課において閲覧に供する方法等により公表する。

5 申請内容の変更の届出

資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者は，申請内容の変更があったときは，直ちに，高知県入札参加資格共同電子申請システムにより変更事項を届け出なければならない。

6 入札参加資格の取消し

市長は，有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は，入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 建設業の許可を取り消されたとき。

(2) 資格審査の重要な事項について，故意に記載せず，又は虚偽の記載をしたとき。

(3) 第3項第5号エからクまでのいずれかに該当することとなったとき。

(4) 入札参加資格を辞退したとき。

(5) 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。

7 会社の合併等による入札参加資格の承継の手續

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。
- ア 有資格者と他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者（以下この号において「無資格者」という。）とが合併した場合
 - イ 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
 - ウ 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
 - エ 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
 - オ 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
- (2) 前号ウ又はエの規定に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

9 入札参加資格の再審査

有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。